

第3期千葉市貧困対策アクションプランの策定スケジュールの見直しについて

1 アクションプランの概要

平成27年4月に施行された生活困窮者自立支援法（以下「法」と言います。）の施行に先立ち、本市では平成25年12月に複合的な課題を抱えた方に対する包括的な支援窓口である「生活自立・仕事相談センター（以下「相談センター」と言います。）」を設置しました。その後、法施行に伴い、生活困窮者自立支援制度を核とした生活困窮者に寄り添った包括的な支援をより一層進めていくための具体的な行動計画として、平成30年3月に「貧困対策アクションプラン」を策定しました。

なお、同プランは法に定めのある計画ではなく、本市独自の行動計画の位置づけとなっています。

2 これまでの経過

(1) 第1期貧困対策アクションプラン（計画期間：平成30年度～平成32年度（令和2年度））

支援を必要とする方を早期に相談に結びつけるための取組みとして、庁内に対して生活困窮者自立支援制度の周知や連携強化を図るなどしました。

(2) 第2期貧困対策アクションプラン（計画期間：令和3年度～令和5年度）

支援が必要であるにもかかわらず相談に至っていない方に対して支援を届けるため、市内の全ての保健福祉センター内に相談センターを設置するとともに、アウトリーチ支援員を配置するなどしました。

3 第3期貧困対策アクションプランについて

今年度中に策定する予定で、本年7月に開催した令和5年度第1回の本分科会においてスケジュールをお示ししましたが、以下に記載の理由により策定を延期する方針といたしました。

(1) 国の動向

厚生労働省に設置された「社会保障審議会生活困窮者自立支援及び生活保護部会（以下「審議会」と言います。）」において、生活困窮者自立支援制度の見直しに係る議論が行われており、昨年12月20日に中間とりまとめを公表。その後しばらく議論が見送られていましたが本年9月に再開されました。

以後、月1回程度のペースで審議会を実施し、12月に報告書案を審議する予定となっています。

(2) 策定を延期する理由

このように国が生活困窮者自立支援制度の見直しに向けて動いているところであり、本市の第3期貧困対策アクションプラン（以下「次期アクションプラン」と言います。）には、国の新しい施策の内容（別紙参照）を盛り込むことが不可欠であると考えています。

現在、中間とりまとめにおいて、大まかな施策の方向性は示されていますが、具体的な取組みとしてどのように反映されるかが定かではありません。そのため、国の施策等を見極めた上で本市の次期アクションプランを策定し、制度改正の内容を適切に反映させていきたいと考えております。

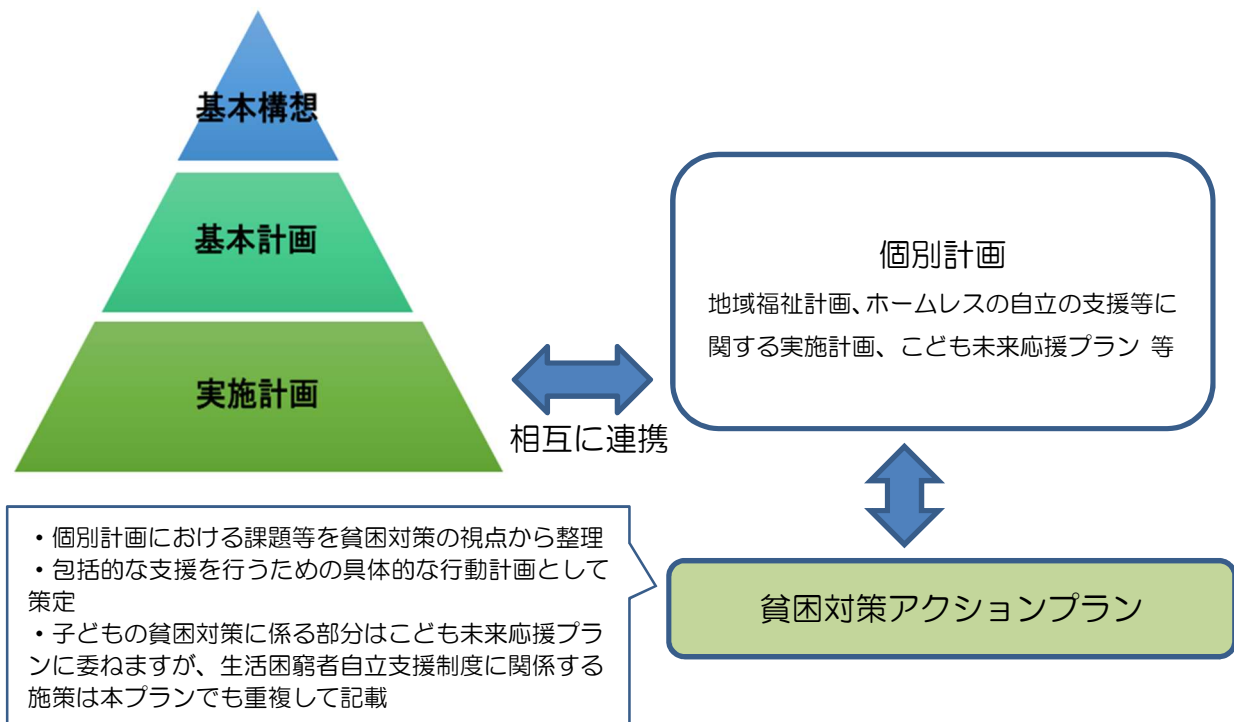
4 次期アクションプラン策定スケジュールの見直しについて

次期アクションプランの策定を1年（国の制度改正の状況により変動）延期し、計画期間を令和7年度から11年度までの5年間とします。ただし、生活困窮者自立支援法の改正により、制度の見直し期間が変更された場合には、それを参酌することとします。

なお、令和6年度は、これまでに全区に設置した相談センターとアウトリーチ支援員による支援にさらに努めるとともに、相談に至っていない方に対して支援を届ける取り組みを継続し、次期アクションプランに繋げて参ります。

5 他計画等との整合について

本プランは、個別計画における課題等を貧困対策の視点から整理し、包括的な支援を行うための具体的な行動計画として策定したものであり、策定期間の見直しにより他計画に影響を及ぼすものとは考えておりませんが、上位計画である基本計画や個別計画と十分に整合を図りつつ、策定作業を進めます。



6 今後の基本的な進め方、スケジュール（案）

R5年度	9～3月	国の社会保障審議会「生活困窮者自立支援及び生活保護部会」	国の施策等の確認、令和6年度予算への反映状況の確認
R6年度	6月～8月	事務部局の地域共生社会推進事業部生活自立支援班検討会議（数回）	第2期貧困対策アクションプランの進捗状況の確認、プラン案の審議等
	10月	社会福祉審議会地域福祉専門分科会	第3期貧困対策アクションプラン（案）の提示
	12月	パブリックコメント手続	第3期貧困対策アクションプラン（案）の提示
	3月	社会福祉審議会地域福祉専門分科会	10月の分科会、パブリックコメントの意見を踏まえ、修正した第3期貧困対策アクションプランの承認

(別紙)

国の社会保障審議会における「中間とりまとめ」の概要

番号	論点	主な内容
1	自立相談支援等のあり方	情報共有促進のための会議体（支援会議）の設置の努力義務化を検討 ----- 自立相談支援機関や生活保護実施機関の役割分担を明確化し、被保護者の援助に関する計画の策定を検討
2	就労・家計改善支援のあり方	就労準備支援事業・家計改善支援事業の必須事業化を検討【本市は実施済】
3	子どもの貧困への対応	生活保護受給中の子育て世帯に対し、学習環境の改善、進路選択、奨学金の活用等に関する相談・助言を行う事業の実施を検討 ----- 就労自立給付金（被保護者）の対象拡大を検討 ----- 被保護世帯の大学進学後の生活費の支援は慎重な検討が必要
4	居住支援のあり方	シェルター事業又は地域居住支援事業の実施のどちらか一方を実施するよう努力義務化を検討【本市はシェルター事業実施済】 ----- 住居確保給付金の新型コロナ特例の一部恒久化を検討【本市は実施済】 ----- 無料低額宿泊所の事前届出義務違反の場合の罰則を検討
5	医療扶助等	都道府県が医療扶助・健康管理支援事業の実施に関するデータ分析等の助言・援助等を行うこと検討
6	両制度の連携	生活困窮者自立支援制度の就労・家計・住まいに関する事業を、被保護者も利用できる仕組みを検討

I 基本的な考え方

- 社会福祉の共通理念である「**地域共生社会**」の理念を踏まえつつ、「平成30年改正等による両制度の発展と課題への対応」、「新型コロナウイルス感染症感染拡大による生活困窮への対応も踏まえた課題への対応」の2つの観点から、これまでの主な議論を**中間的に整理**。
- この中には、制度化する上でその前提となる具体的な内容や実務上の検討を要するもの等、様々なものが含まれている。
- 今後、**法制上の措置が必要な事項**は、現段階におけるこの整理の方向性も踏まえながら、**制度化に向けた実務的な検討や自治体・関係省庁との調整等を進め、結論が得られた事項について対応**するとともに、**運用で対応できる事項**については**可能なものから順次対応**していくなど必要な対応を講じていくべき。

II 各論

※赤字は今回議論を行う項目

1. 自立相談支援等のあり方

- 生活困窮者に係る関係機関の連携・情報共有促進のための**支援会議の設置の努力義務化**を検討
- 関係機関間の役割分担を明確化し、多様で複雑な課題を抱える**被保護者の援助に関する計画を作成**できるようにすること、計画作成を始めとする**支援の調整等のための会議体を設置**できるようにすることを検討

2. 就労・家計改善支援のあり方

- 生活困窮者の自立に向けた相談支援機能を強化するため、**就労準備支援事業・家計改善支援事業の必須事業化**を検討

3. 子どもの貧困への対応

- 生活保護受給中の**子育て世帯**に対し、**訪問等のアウトリーチ型手法**による学習環境の改善、進路選択、奨学金の活用等に関する**相談・助言を行う事業の実施**を検討
- **就労自立給付金**の対象を、**高卒で就職し1人暮らしのために世帯から独立する者等へ拡大**することを検討
- 大学進学後の生活費の支援は、生活保護の枠組みにとらわれず、修学支援新制度等の教育政策の中で幅広く検討すべき課題であり、**大学生に対する生活保護の適用は慎重な検討が必要**

4. 居住支援のあり方

- 現行のシェルター事業の対象外の生活困窮者を含め、**緊急一時的な居所確保のための支援**ができるよう検討
- **地域居住支援事業**（入居支援・見守り支援等）について、シェルター事業を実施しなくても実施できるように**運用を改善**
- **シェルター事業又は地域居住支援事業の少なくとも一方の実施を努力義務化**することを検討
- **住居確保給付金**について、職業訓練受講給付金との併給等の**新型コロナウイルス感染症への特例措置の一部恒久化**することを検討
（このほか、再支給、自営業者等への求職活動要件、児童扶養手当等の特定目的の給付の収入算定のあり方等についても検討）
- **無料低額宿泊所に係る事前届出義務違反の場合に罰則**を設けることを検討

5. 医療扶助等

- **都道府県が、市町村に対し、医療扶助・健康管理支援事業の実施に関して広域的な観点から、データ分析や取組目標の設定・評価等に係る助言・援助等を行う**ことを検討

6. 両制度の連携

- 生活保護世帯への支援や制度間のつながりを確保する観点から、**生活困窮者自立支援制度の就労・家計・住まいに関する事業を被保護者も利用できる仕組み**を検討